

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

| | | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|--|-----|
| 補助金の名称 | 石上祭助成金 | | 市の担当部課 | 教育部歴史まちづくり課 | |
| | | | 問い合わせ先 | 0568-44-0354 | |
| 補助金の交付を受けた補助事業者の名称 | 尾張富士石上げ祭伝承保存会 | | 代表者名 | 会長 奥村良生 | |
| 関係規定 | 法令 | 文化財保護法第3条 | 条例 | 犬山市文化財保護条例 | |
| | 規則等 | 犬山市補助金等交付規則 | 要綱 | 犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱 | |
| 補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体) | 特定団体への補助 | 補助開始年度 | 平成12年度 | 補助終了年度 | 未設定 |
| 特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由) | 石上祭の伝承者(保存団体)に対する助成であり、助成金交付要綱に対象事業が定められているため | | | | |
| 市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか) | 「石上祭」は、いわれが民話としても語り継がれてきた特徴ある祭であり、市の無形民俗文化財にも指定されている。祭礼運営には莫大な費用が必要であり、市がそれらの一部に助成することで、保存団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。 | | | | |
| 補助金の額 ()は一般財源の額 | 平成29年度実績 | 平成30年度実績 | 令和元年度実績 | 令和2年度予算 | |
| | 1,000,000 円 (1,000,000 円) | 1,000,000 円 (1,000,000 円) | 1,000,000 円 (1,000,000 円) | 1,000,000 円 (1,000,000 円) | |
| 市の補助金を使って実施した事業の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・石上祭を滞りなく執行するための事前準備及び当日の運営 ・石上祭の保存伝承及び参加者増加に向けた下記取組の実施 市内生徒への伝承活動 名古屋経済大学留学生への講話 | | | | |
| 補助金の使途 | 補助事業者の会計全体の決算額(支出) | | 不明 | | |
| | うち補助事業全体の経費 | | 2,021,501 円 | | |
| | うち補助対象経費 | | 1,100,984 円 | | |
| | 補助対象経費の内訳 | 祭事費 | | 989,392 円 | |
| | | 通信費 | | 17,138 円 | |
| 雑費 | | 94,454 円 | | | |
| | | | | | |
| 補助額の算出方法 | 補助率、補助額 | | 定額1,000,000円 | | |
| | 補助限度額 | | 未設定 | | |
| | 精算の有無 (変更交付) | 有 | その理由 | 交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う | |
| 補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか) | 石上祭の運営には莫大な費用が必要であり、保存団体の負担となっている。祭礼の運営費等の一部に助成を行うことで地域の歴史文化が例年滞りなく実施できており、結果的に地域の活性化に繋がっている。 | | | | |
| その他参考事項 | 平成12～14年度までは補助額10万円。平成14年3月26日に犬山市無形民俗文化財に指定されたことに伴い、平成15年度より補助金額を100万円に増額。 | | | | |
| | 補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額) | | 不明 | | |
| | うち補助事業全体の余剰額(繰越額) | | 0 円 | | |
| 補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無 | | | | | 無 |

※令和元年度の実績に基づき作成しています。